

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休息日
の翌日)

目次

- ◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)
国民健康保険薬剤師として登録があったものとみなされるもの(〃)
- ◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)
- ◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)
- ◇公 告 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)
- ◇公 告 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇六	平成三年十二月二十九日
今田歯科医院	鳥取市吉方温泉三丁目一六八	平成四年一月一日
海賀歯科診療所	西伯郡大山町国信五三九一―五	〃
日本歯科医院	米子市万能町九	〃
医療法人社団本家診療所	八頭郡若桜町大字若桜二二〇〇―一	〃
調剤薬局大村	鳥取市片原二丁目一〇―二	平成四年一月五日
有限会社こやま薬局西支店	鳥取市湖山町四一三七―四	〃
米子中海病院	米子市彦名神社前一二五〇	平成三年十二月十六日

サンファーマシ
米子市東福原四九一―五

鳥取県告示第二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
佐々木歯科医院	米子市祇園町二丁目二〇	平成四年一月六日

鳥取県告示第三十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健

康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岸 本 直 子	鳥国薬第七九六号	平成三年十二月十六日

鳥取県告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画学校の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十二月二日 鳥取県指令受都計三一二第四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下段字横枕

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西品治九二八一二

前川章三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成四年一月三十日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 鳥取県文化財保護審議会委員の任命について

2 その他

公 告

第2種大規模小売店舗の出店調整処理状況

平成3年度第3四半期(10月～12月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成4年1月24日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成3年度第3四半期内に出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	6月以内のもの	6月を超え12月以内のもの	12月を超え14月以内のもの	14月を超え16月以内のもの	16月を超え18月以内のもの	合 計
件 数	1	0	0	0	0	1

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 出店表明日から事前説明終了日まで
- 2 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出がされた日(以下「法3条等届出日」という。)から事前商業活動調整協議会の審議等が終了した日

(以下「事前商調協終了日」という。)まで
 3 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出がされた日(以下「法5条等届出日」という。)から法第7条第1項の規定による届出を行った日(届出を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

3 平成3年12月31日現在の届出調整の処理状況別件数

処理状況	出店表明日以後事前商調協終了日以前のもの	事前説明終了日以後法3条等届出日以前商調協終了日以前のもの	法3条等届出日以後事前商調協終了日以後法5条等届出日以後のもの	法5条等届出日以後のもの	法7条等届出日以後のもの	合 計
件数	0	0	1	2	2	5

雑 報

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の五第一項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)第五十六条の規定により公示する。

平成四年一月二十四日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

一 試験の種類

乙種第四類危険物取扱者試験

二 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成四年三月二十九日(日) 十時から
- 2 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁講堂
倉吉市越殿町一四〇九 倉吉市農業協同組合
米子市旗ヶ崎二〇三〇 米子食品会館

三 受験手続

- 1 受験願書提出先 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送による。)
- 2 受験願書受付期間 平成四年二月三日(月)から同月二十一日(金)まで(郵送の場合、二月二十一日(金)までの消印のあるものに限って受け付ける。)

3 受験手数料

三千四百円を、所定の方法により納付すること。

四 その他

- 1 受験願書常置場所 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県総務部消防防災課、各消防本部及び各地区危険物保安協会
- 2 問合せ先 問合せ先 六八〇 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎八階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部
(電話 〇八五七―二六一八三八九)